

令和7年6月10日

組合員の皆様

名古屋市職員共済組合

名古屋市職員共済組合職員による不正出金等について（お詫び）

令和7年4月25日及び5月29日付で公表しましたとおり、当共済組合職員による不正出金等の事案が発生しました。組合員の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと心よりお詫び申し上げます。

今回の事案の発生は、当共済組合の信用を損なう大変由々しき事態と認識しております。関係職員を厳正に処分するとともに、再発防止策を徹底し、信頼回復に努めてまいりたいと存じます。

令和7年4月25日

市政記者クラブ 様

名古屋市職員共済組合
担当 森川
電話 972-2155

名古屋市職員共済組合職員による不正出金等について

1 内容

(1) 不正行為を行った職員

名古屋市職員共済組合の団体職員（会計年度任用職員） 男性 64歳

(2) 事案の概要

令和6年8月1日から令和7年4月3日にかけて、上記職員が自己の借金の返済等に充てるため、貯金経理の口座から31回にわたって不正に現金を引き出したものです。

令和7年4月11日に当該職員から申し出があり、帳簿等の確認を行ったところ、不正に出金された事実が判明しました。

※貯金経理とは、名古屋港管理組合の職員を対象に行う貯金事業の経理であり、職員の貯金と運用益からなっています。

2 不正出金額

5,196,000円

※555,000円の不正入金があり、被害金額は4,641,000円

3 今後の対応

当該職員への処分については、厳正に対処いたします。また、今回の原因を踏まえ、複数職員での対応を徹底するなど、再発防止策を講じてまいります。

令和7年5月29日

市政記者クラブ 様

名古屋市職員共済組合
担当 森川
電話 972-2155

名古屋市職員共済組合職員の懲戒処分等について

令和7年4月25日付でご報告した名古屋市職員共済組合（以下、「共済組合」という。）職員による不正出金等について、当該職員に対し懲戒処分等を行いましたのでお知らせします。

1 処分等の内容

被処分者・ 処分内容	共済組合の団体職員（非常勤職員） 男性 65歳 免職
事案の概要	令和6年8月1日から令和7年4月3日にかけて、共済組合の口座から31回にわたって計5,196,000円の現金を不正に引き出し、着服した。 なお、上記金額については全額返済された。
処分年月日	令和7年5月29日

2 刑事告訴

令和7年5月29日、愛知県中警察署長に告訴状を提出しました。

3 再発防止策

- ・経理担当者が一人で金融機関の登録印鑑（2種類）を扱える運用となっていたため、登録印鑑は出納役（課長級）及び出納主任（係長級）がそれぞれ管理し、自ら押印することとします。（経理担当者は押印しない。）
- ・これまでも実施していた毎月末の口座残高の確認に加え、日々、出入金記録を通帳で確認するなど、出納状況のチェック体制を強化します。